



健推第1116号  
平成31年3月14日

千曲市国民健康保険運営協議

会長 大島剛様

千曲市長 岡田昭雄



千曲市国民健康保険税における資産割のあり方について（諮問）

千曲市国民健康保険運営協議会規則（平成15年千曲市規則第71号）第4条第1号の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

### 記

#### 1 諒問事項 千曲市国民健康保険税における資産割のあり方について

##### 2 諒問理由

千曲市では、国民健康保険税の課税は所得割、資産割、均等割、平等割の合計により行っています。

このうち「資産割」につきましては、「その算出根拠となる固定資産の多くが、被保険者の居住のための土地家屋であることから、固定資産の所有の有無が国保税の負担能力と結びつくものではない」、また、「千曲市外に存在する固定資産やその他の金融資産等については保険税算出の対象とはならず不公平感がある」などの問題があり、県内市町村をはじめ、全国の多くの市町村において、見直しが行われてきています。

当市におきましても、以前より議会や被保険者の皆さまから様々なご意見をいただいていることから、資産割のあり方につきまして、ご審議をお願いするものです。

##### 3 諒問内容

千曲市国民健康保険税における資産割については廃止する。

なお、廃止は2022年度までに行うものとする。